

議案

平成23年度補正予算

条例の改正

村長等の給料の特例に関する条例

全員賛成

村長の公約により、村長及び副村長等の特別職の給料等を30%減額する。期間については平成23年7月1日から在任期間とする。

榛東村税条例の一部を改正する条例

全員賛成

今年3月に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、緊急の対応として措置を講ずるもの。

①雑損控除の特例

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。繰越可能期間を5年とする。

②住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住

宅が、大震災により滅失等

しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

③被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年度分（平成24年度から平成33年度分）については、当該土地を住宅用地とみなし固定資産税が軽減される。

榛東村学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

賛成少数

教育委員会事務局長 学校給食のうち、保護者負担額の2分の1を村が負担し、平成23年7月1日から施行することを提案する。

質問

選挙公約では、村民に負担はかけないということですが、財源はどうするのか。

村長 村長・副村長の給料の減額をし、広域問題も解

決しながら進めたい。もし不足すれば、財調を一時取り崩して対応していきたい。

質問 この時期に実施するのでなく、来年度以降に、予算組みすべきではないか。

反対討論

村長 子育て支援金が目減りしている状態のなか、村の事業として提案した。財源は広域負担金4,000万円を是正し、給食費に充て、村民に負担を求めることがないと

明言されたと聞いています。財調を取り崩して充てることは、村民に多大な負担を求めることになり、公約違反かと思えます。よって、この条例には反対し、反対討論とします。

賛成討論

公約の給食費2分の1補助を掲げて当選したということは、住民が公約を支持した証です。その約束を果たすために条例化するのには当然であり、住民の願いに応える義務だと思います。よって、本条例の一部改正に賛成します。

一般会計

全員賛成

歳入歳出の総額にそれぞれ2,095万7,000円を減じ、予算総額を52億2,177万7,000円とする。（主に職員の人

事異動等に伴うものと、子ども手当の支給額等の変更に伴うものと、福祉センターにおける平成22年度の指定管理の清算返還金の処理に伴うもの）

質疑

質問 大型トラックの免許試験の補助について。

総務課長 職員の異動に伴い、トラックを使用する担当課に免許を持っている職員がいなかったために、免許取得のためです。

質問 電気スタンド30台購入は節電対策ですか。

総務課長 残業時、時間外、暗くなったときに、うまくその部分だけを照らすというわけにいかないため、LEDのスタンドを購入し、節電を図っていきたい。

質問

東日本大震災がおきしんとうアリーナの建物修理があるが、どのくらいの被害があったのか。

教育委員会事務局長 建設当時の設計会社に調査依頼し、ロビー部分で飾り棚の周りのクロスにクラックが入ったと言うもので、建物全体的には全く問題はありませんでした。

する。（制度改正に伴う職員手当、共済費の補正）

学校給食事業特別会計

全員賛成

歳入歳出予算の総額に405万9,000円を加えて総額予算を1億5,125万3,000円とする。（主に職員の人事異動に伴うもの）

上水道

事業会計

全員賛成

519万8,000円を減額する。（職員の人事異動に伴うもの）

公共下水道事業特別会計

全員賛成

1万2,000円を減額